

検察官・公証人特別任用等審査会

主管省及び庶務担当部局課 法務省大臣官房人事課

電話番号 (03)3580-4111 (代表)

ホームページ

http://www.moj.go.jp/shingil/shinsakai_soukai.html

根拠法令 検察庁法第 18 条、公証人法第 13 条ノ 2、法務省
組織令第 56 条、検察官・公証人特別任用等審査会令

設置年月日 平成 16 年 1 月 1 日

所掌事務

1. 検察庁法第 18 条第 2 項に規定する副検事の選考及び同条第 3 項に規定する検察官特別考試を行うこと
2. 公証人法第 13 条ノ 2 の選考並びに同法第 15 条第 2 項及び第 81 条第 1 項の議決を行うこと

分科会等

<分科会>

1. 検察官特別任用分科会
(所掌事務) 副検事の選考及び検察官特別考試に関する事項を処理すること
2. 公証人分科会
(所掌事務) 公証人の選考(公証人法第 13 条ノ 2 に規定する選考をいう。)並びに同法第 15 条第 2 項及び第 81 条第 1 項に規定する議決に関する事項を処理すること

<部会> なし

委員<定数> 12 人以内 { 最高裁判所事務総長、日本弁護士連
合会の会長の推薦する弁護士 1 人、
学識経験者 }

うち常勤 なし

<任期> 2 年（最高裁判所事務総長を除く。）

<氏名> 植村 京子（弁護士）
大野 重國（日本公証人連合会会長）
鹿野 菜穂子（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
北川 佳世子（早稲田大学大学院法務研究科教授）
小坂 敏幸（日本公証人連合会総括理事）
佐伯 仁志（中央大学大学院法務研究科教授）
洪佐 慎吾（公証人）
◎○寺脇 一峰（弁護士）
中村 慎（最高裁判所事務総長）
○長谷部 由起子（学習院大学大学院法務研究科教授）
渕上 玲子（弁護士）

諮問・答申事項等

- ・令和 2 年度副検事の選考第 1 次選考及び検察官特別考試筆記試験の及落決定（R2. 9. 3）
- ・令和 2 年度副検事の選考及び検察官特別考試の最終及落決定（R2. 10. 16）
- ・令和 3 年度副検事の選考第 1 次選考及び検察官特別考試筆記試験の及落決定（R3. 9. 9）
- ・令和 3 年度副検事の選考の最終及落決定（R3. 10. 21）
- ・令和 2 年度公証人法第 13 条ノ 2 の規定による公証人の選考

(R3. 1. 21)

- ・令和2年度公証人法第13条ノ2の規定による公証人の選考

(R3. 3. 8)

- ・令和3年度公証人法第13条ノ2の規定による公証人の選考

(R4. 3. 9)